

○船橋市アンデルセン公園指定管理者の指定に関する質問に対する回答

質問番号	書類名	ページ	項目	質問	回答
1	募集要項	8	3 イ	「施設の設置目的等を総合的に判断し、ふさわしい内容ではないと判断した場合、」とありますが、公序良俗に反するようなもの以外に想定されているものはありますか。	具体的な想定があるわけではありませんが、本施設の管理の基本方針に適合するか、利用者の安全確保が図られるか、他の利用者への影響があるかなどを含め総合的に判断することとなります。
2	募集要項	9	7 (2)	指定管理料には、自主事業収入以外のキャッシュレス手数料（入園券売機やコンビニエンスストア等での入園料や今後予定する可能性のある遊戯施設等の事業の決済に係る手数料）は含まれていますか。	現在本施設で導入されている、券売機での入園料の収受に係るキャッシュレス手数料を指定管理料に含んでおります。
3	募集要項	11	8	リスク分担の表の経済情勢において、「上記のうち、施設の管理運営に支障をきたす経費の増」は協議事項となっていますが、支障をきたさない経費として想定しているものはありますか。 同じくリスク分担の水道料金について、影響が大きい場合とありますが、具体的には何パーセント或いは幾らぐらいといった目安はありますか。	前段については、管理運営に支障をきたす増加があった場合を協議事項としており、経費の費目により判断するものではありません。 後段については、基本料金及び従量料金がそれぞれどのように変わるのか、使用水量の区分ごとに変更内容が異なるかなど改定内容がどのようなものになるか不透明なため、具体的な目安はありません。実際の改定内容を踏まえて判断することとなります。
4	募集要項	22	12(4)	業務遂行のための財務的及び技術的能力とは具体的にどのようなことを説明すれば良いか教えてください。	申請者の財務的、技術的な能力のうち、本施設の管理運営において特に強調したい内容をご記載ください。
5	資料5	5	⑤ 1 (8)	風車守を育成することとありますが、新たな風車守を育成するのに係る費用は指定管理委託料に含まれていますか。含まれている場合、想定人数も教えてください。	1名の風車守の育成に係る費用を指定管理料に含んでおります。
6	資料5	6	⑤ 3(10)	動物の糞等について、適切に処分することとありますが、糞等を堆肥化する設備を本施設内に指定管理者が設置してよろしいですか？	業務仕様書7ページ「8物品管理業務」に記載のとおりです。
7	資料5	7	⑤ 7	1件あたり30万円未満であっても本市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の適用となる場合は、本市が修繕料を負担することがありますが、具体的にどのような場合に当該賠償補償保険の適用となるのでしょうか。	「全国市長会市民総合賠償補償保険」ではなく「建物総合損害共済」となります。訂正いたします。 なお対象となる範囲は以下のとおりです。 市が設置する建物及び建物付帯設備において、火災、落雷、破裂・爆発、外部からの物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災、水災又は雪災、土砂崩れによる損害を補填します。
8	資料5	10	⑧ 4	情報セキュリティ等を定めとありますが、情報セキュリティポリシーを策定する場合の範囲について教えてください。	本施設の管理運営にあたり保有するすべての情報資産となります。
9	申請書類3-2			支出科目のうち、施設運営費及び諸経費とは具体的にどのような費用が含まれるのか教えてください。	施設運営費とは施設の運営にあたり利用者のサービス向上や広報等に必要な経費を想定しております。 諸経費とは本社経費等を想定しております。
10	申請書類7			「労働基準法、労働安全衛生法等の要旨を、労働者に周知しているか。」とありますが、周知義務があるものについては、「就業規則等」「36協定」「労働条件」と理解しますが、他に周知が必要なものがあれば具体的にご教示ください	周知すべき内容については、事業者により締結等している労使協定等が異なるため個別具体的な内容はお答えできません。 労働基準法第106条及び労働安全衛生法第101条等、労働に関する法制度をご確認ください。